

望月厚子 ファイナンシャルプランナー・社会保険労務士
 大手生保在職中にFP資格取得。FP会社で実務経験を積んだのち独立、社会保険労務士資格を取得。現在は相談業務、原稿執筆、セミナーに従事。

●働く年金がカットされる?

年金相談の際、「60歳以降も働きたいけれど、年金がカットされるんですか?」という質問を受けます。

たしかに、60歳以降も厚生年金に加入しながら、老齢厚生年金を受け取る場合、収入と年金の合計額が一定額を超えてしまうと、年金の一部または全部がカットされる制度があります。これを「在職老齢年金」といいますが、全ての年金がカットされると誤解している人もいらっしゃいます。今回は在職老齢年金の仕組みについてご説明しましょう。

60歳以降、厚生年金に加入しながら、老齢厚生年金を受け取る場合、次の①または②に該当する人は年金の一部または全部がカットされます。

①65歳未満の人

(年金の基本月額+給与の総報酬月額相当額)が28万円を超えるとき

②65歳以上の人

(基本月額+総報酬月額相当額)が46万円を超えるとき

「基本月額」とは、老齢厚生年金の年金額を12分の1した額のことで、自分で計算する場合は、『ねんきん定期便』に記載されている「報酬比例部分の金額」を使うとよいでしょう。

「総報酬月額相当額」とはその月の標準報酬月額と直近1年間の標準賞与額の12分の1の合計額のことで、自分で計算する場合は就業規則等で60歳以降の給与等の労働条件(交通費含む)を参考にするとよいでしょう。

在職老齢年金の計算は複雑ですが、次の計算式を使うとカットされる額がおおよそ把握できます。

$$\begin{aligned} \text{支給停止額(カットされる額)} &= \\ & \{(\text{基本月額} + \text{総報酬月額相当額}) \\ & - 28 \text{万円}\} \times 1/2 \\ & ※65歳以上は46万円 \end{aligned}$$

具体的なケースを見てみましょう。

Aさん:1961年2月生まれの男性
 ・64歳から特別支給の老齢厚生年金支給開始
 ・基本月額7万円(ねんきん定期便より)
 ・総報酬月額相当額30万円(就業規則より)

この場合、在職老齢年金による支給停止額は、{(基本月額7万円+総報酬月額相当額30万円)-28万円}×1/2=4.5万円です。

Aさんは基本月額7万円のうち、4.5万円がカットされるため、特別支給の老齢厚生年金の額は月額2.5万円になります。

また、Aさんが65歳以降も厚生年金に加入し続けた場合、65歳以降も在職老齢年金の適用があります。ただし、基本月額と総報酬月額相当額の合計が46万円を超えなければ、年金のカットはありません。

Aさんが65歳になると、老齢基礎年金の支給が始まります。さらに、配偶者加給年金額といい、妻が65歳になるまでAさんの年金に年額3万9800円がプラスされます。この老齢基礎年金と配偶者加給年金額は、在職老齢年金の計算には含めません。

在職老齢年金の計算は複雑ですので、詳しく知りたい人は年金事務所等で試算してもらうとよいでしょう。

●在職老齢年金のよくある誤解

誤解① 老齢基礎年金もカットされる?

老齢年金には国民年金から支給される「老齢基礎年金」と厚生年金から支給される「老齢厚生年金」があります。このうち、在職老齢年金の対象となる年金は「老齢厚生年金」のみで、老齢基礎年金はいくら受け取っていてもカットされることはあ

りません。

誤解② 定年退職と同時に年金がカットされる?

老齢年金の支給開始は原則65歳からですが、老齢厚生年金は法改正の経過措置中で、厚生年金加入期間が1年以上あれば、生年月日によっては65歳前から「特別支給の老齢厚生年金」を受給することができます。

たとえば、1959年4月1日生まれの男性は、特別支給の老齢厚生年金の受給開始は63歳。60歳の定年退職時に老齢年金を受給することはありませんから、定年退職後すぐに在職老齢年金の影響を受けることもありません(繰上げ受給をする場合を除く)。

誤解③ パートで厚生年金に加入することに、年金はカットされる?

2017年10月以降、パート労働者も、従業員501人以上の企業で週20時間以上、月収8.8万円以上などの要件を満たしている場合、厚生年金に加入することになりました。

厚生年金に加入しながら、老齢厚生年金を受け取る場合、在職老齢年金の適用があります。ただし、基本月額と総報酬月額相当額の合計が28万円以下の場合、年金がカットされることはありません。

●年金カットを受けない働き方も

最後に、在職老齢年金の適用を受けない働き方もあります。

たとえば、独立して自営業者となる、常時従業員が5人未満の個人事業所に就職する、シルバー人材センターで働くなど、厚生年金に加入しない働き方です。

ただし、厚生年金に加入することで、将来の老齢年金が増える、万一の時に障害年金が手厚くなる、健康保険にも同時に加入できるなどのメリットもあります。年金がカットされるデメリットばかりではないことも考えてみましょう。

※厚生年金基金加入履歴のある人は年金事務所等で在職老齢年金の確認をしてください。